

和歌山県景観計画における「高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域」の指定に伴う屋外広告物の規制の変更について

和歌山県では良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、和歌山県屋外広告物条例により県内全域（和歌山市を除く）について禁止地域及び許可地域（第1種地域、第2種地域、第3種地域）を定め、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を行っています。

この度、和歌山県景観計画における「高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域」の指定に伴い、**令和2年12月15日以降新たに特定景観形成地域となる橋本市及び九度山町の一部の地域**については、景観への配慮が必要な地域として和歌山県屋外広告物条例施行規則第2条の2第1号に規定する「**第1種地域**」の許可基準が適用され、制限が強化されます。つきましては、良好な景観の形成のため、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

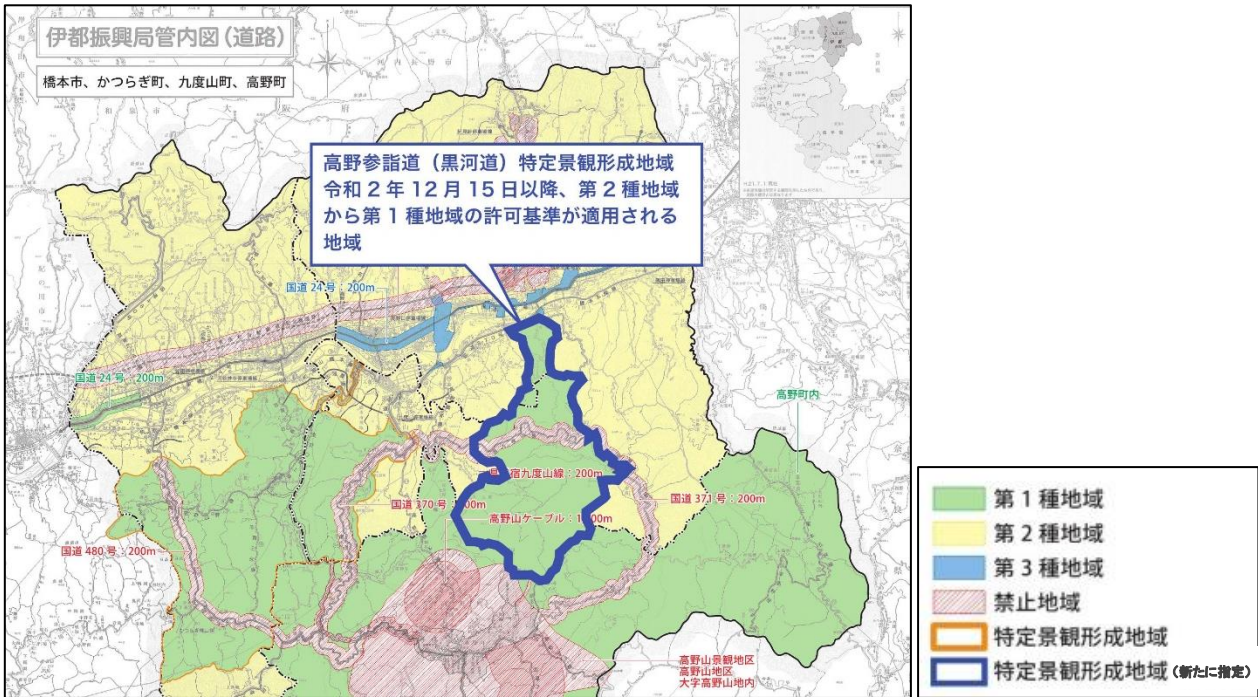
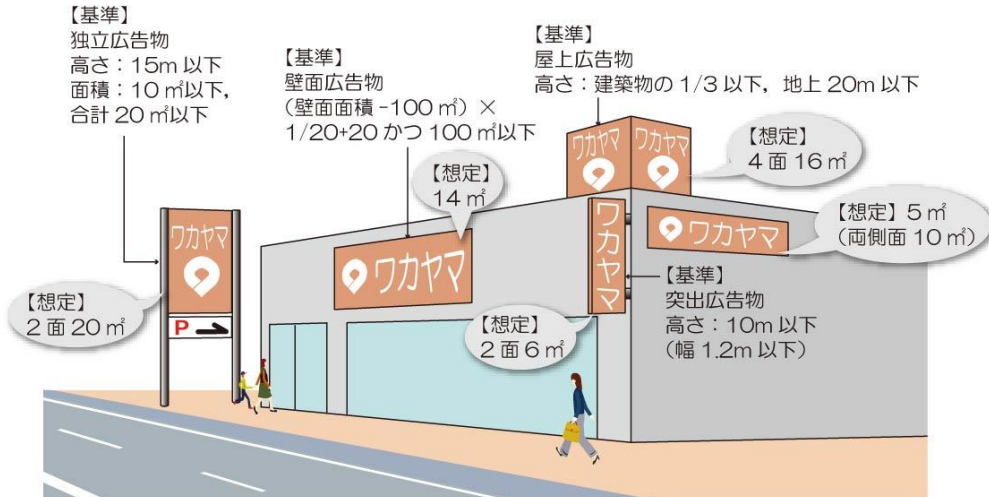


図1) 特定景観形成地域の拡大に伴い第1種地域が適用される地域(青線・緑網掛け部分)



○問い合わせ先
和歌山県県土整備部
都市政策課景観・公園班
TEL：073-441-3228
橋本市まちづくり課
TEL：0736-33-6103
九度山町建設課
TEL：0736-54-2019

○和歌山県県土整備部
都市住宅局都市政策課HP
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/d00205643.html>

図2) 第1種地域の許可基準の例(自家用広告物の場合)

○屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の区分）

第 2 条の 2 条例第 5 条第 2 項の規定による地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

（1）第 1 種地域 次に掲げる地域又は場所

ア 和歌山県景観条例(平成 20 年和歌山県条例第 21 号)第 5 条第 2 項の規定により定められた特定景観形成地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間

ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

（2）第 2 種地域 前号の第 1 種地域及び次号の第 3 種地域以外の地域又は場所

（3）第 3 種地域 次に掲げる地域又は場所

ア 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間

ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域